

習志野市教育委員会会議録
(平成28年第9回定例会)

- 1 期 日 平成28年9月28日(水)
教育委員会1階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時55分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 | 美 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 | 隆 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 勝 雄 | 司 |
| 生涯学習部次長 | 齊 藤 | 佳 宣 | 夫 |
| 学校教育部副参事 | 竹 田 | 良 夫 | 志 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 孝 宏 | 仁 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 弘 実 | 文 |
| 学校教育課長 | 高 橋 | 博 文 | 明 |
| 指導課長 | 上 原 | 文 明 | 之 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 心 之 | 哲 |
| 総合教育センター所長 | 米 澤 | 浦 野 | 重 吾 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 岡 野 | 三 角 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 奥 山 | 英 俊 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 田 中 | 憲 一 郎 |
| 青少年センター所長 | 浦 野 | 大 河 内 | 順 子 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 大 河 内 | 俊 彦 |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹 | 奥 山 | 鶴 沢 | 慈 彦 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 中 村 | 裕 美 |
| 学校教育部主幹 | 大 河 内 | | |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | | |
| 学校教育部主幹 | 鶴 沢 | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(平成27年度教育費決算について)
- (2) 谷津小学校校舎改築等について

第3 議決事項

議案第41号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 市立小中学校の適正規模について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について
平成28年10月26日(水)午後1時30分

5 会議内容

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第41号及び協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、協議第1号は、通学区域審議会への諮問後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成28年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について(平成27年度教育費決算について) (教育総務課)

小野寺教育総務課長

決算についても予算と同様に、市議会の議案を経るべき事件であることから、教育委員会会議においても議決事項とし、監査委員より決算審査意見書が提出され、議会に提案されるまでの間に教育委員会会議に諮ることとしている。しかしながら、決算の認定については、8月31日に監査委員より決算審査意見書が提出され、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、教育長による臨時代理をし、今回の教育委員会会議にて臨時代理の報告をするものである。

平成27年度 教育費決算について、まず、平成27年度の教育費の歳入決算額は、最終予算

現額15億2千117万9千円に対して、調定額15億1千581万6千744円、収入済額15億125万55円、不納欠損額3万8千200円、収入未済額1千452万8千489円で、収入率は99.0%であった。歳入に係る各目別の決算状況の主な内容は、11款 分担金及び負担金は、教育費負担金で、22児童会、885人にかかる放課後児童育成料である。12款 使用料及び手数料は、教育使用料で、11幼稚園626人に係る幼稚園保育料、習志野高等学校生徒1、2年生644人にかかる授業料である。この他、7公民館の3万3千786回、51万784人の利用に係る公民館使用料など、また、教育手数料で、習志野高校入学にかかる321人分の入学手数料、509人にかかる入学検査料などの高等学校手数料である。13款 国庫支出金は、教育費国庫負担金で、習志野高等学校に平成27年10月1日現在に在籍していた3年生319人にかかる授業料不徴収分に対する習志野高等学校運営費負担金、また、教育費国庫補助金では、小学校大規模改造事業交付金、向山、袖ヶ浦東、香澄、谷津南小学校以外の非構造部材の耐震対策工事に係る小学校非構造部材耐震対策事業交付金、全7中学校の非構造部材の耐震対策工事に係る中学校非構造部材耐震対策事業交付金、私立幼稚園1千155人にかかる幼稚園就園奨励費などである。14款 県支出金のうち、教育費県補助金は、22児童会の運営にかかる放課後児童健全育成事業費補助金、19児童会における障がい児の受け入れに対する放課後児童クラブ支援事業費補助金、東日本大震災の被災幼児・児童・生徒の医療費や学用品費等に対する被災幼児・児童・生徒就学支援事業交付金などである。15款 財産収入は、物品売払収入で、子ども美術館、市史刊行物及び習志野かるたの売払収入である。19款 諸収入は、学校給食事業収入で、幼稚園11園、小学校16校、習志野特別支援学校、中学校7校にかかる学校給食事業収入の他、習志野高校グラウンドの人工芝生化に伴うスポーツ振興整備補助金や秋津サッカー場のネーミングライツ料などである。

歳入の内訳のうち、収入未済額 1千452万8千489円の内訳は、11款 分担金及び負担金では52万2千660円が発生しており、これは教育費負担金で、19件の放課後児童会児童育成料である。また、12款 使用料及び手数料では82万4千120円が発生しており、これは教育使用料で、31件の幼稚園保育料である。19款 諸収入では、1千318万1千709円が収入未済となっており、これは654件の学校給食事業収入及び18件の預かり保育料収入である。この1千400万円を超える収入未済額をいかに解消するかという点が大きな課題となっている。

次に、教育費の歳出決算額については、最終予算現額73億2千255万2千856円に対し、支出済額68億2千607万1千491円、翌年度繰越額2億6千509万9千640円、不用額2億3千138万1千725円で、執行率は93.2%であった。なお、一般会計の歳出決算額(支出済額)539億3千127万8千968円のうち、教育費が占める割合は、12.7%となっている。

翌年度繰越額について、小学校費では学校建設費における「谷津小学校校舎改築事業」で、これは校舎改築のための設計委託であり、また「小学校非構造部材耐震対策事業」、「小学校大規模改造事業」で、翌年度に繰り越している。社会教育費では、「習志野文化ホール大規模改修事業」で大規模改修のための設計委託を、保健体育費では、「給食センター建替事業」のアドバイザー業務委託を翌年度に繰り越した。

次に、不用額の主なものについては、小学校費で3千500万円超であり、この主な要因については、「小学校運営費」における光熱水費の支出が見込みを下回ったことである。社会教育費で6千500万円超であり、これは「鹿野山セカンドスクール事業」におけるバス運行委託料の契約差金、「放課後児童会運営費」における指導員の賃金の支出が見込みを下回ったことなどによるものである。保健体育費では3千万円超であり、これは「給食センター賄材料費」及び「単独校給食賄材料費」においてインフルエンザの発生や行事等により、予定給食数を下回ったことなどによる賄材料費の減などにより、不用額が発生したものである。

歳出の各項別の決算状況について、一番高い割合を占めているのは、保健体育費の26%で、主な内容は、給食センターや単独校給食にかかる運営費や賄材料費、体育施設の管理運営にかかる経費である。次に割合が高いのは社会教育費の21%で、主な内容は、習志野文化ホール運営費や新習志野公民館以外の6公民館及び大久保図書館以外の4図書館の管理運営費、新習志野公民館及び大久保図書館の指定管理料、旧鴛田家等の文化施設における災害復旧事業にかかる経費、22放課後児童会の運営にかかる経費である。この他、高等学校費において、習志野高校の耐震化事業に取り組んだ。小学校費においては、小学校音楽室への空調設備の設置、屋内体育館の非構造部材の耐震対策工事を実施した。中学校費においては、第二中学校体育館改築事業、屋内体育館の非構造部材の耐震対策事業に取り組んだ。教育総務費では、特別支援教育推進事業として、特別な支援を要する子どもたちに支援員を配置している。その他の事業の概要については、資料に記載のとおりである。

続いて、東日本大震災に伴い平成27年度に行った災害復旧事業等の概要について、27年度災害復旧等に要した経費は総額1億1千768万381円となっている。事業内容は資料に記載のとおりである。

続いて、平成27年度習志野市教育行政方針に基づいて具体的に取り組んだ施策及び事業等のうち、主なものについて説明する。習志野市教育行政方針においては、基本目標の実現に向けて、4つの政策、18の基本方針に基づく具体的施策を掲げている。その施策に基づいて実施した事業について説明する。

基本方針1「生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」において、(5)「私立幼稚園等との連携及び就園奨励事業の推進」として、子ども・子育て支援新制度に移行した、幼稚園・こども園に対する施設型給付費を支弁した。

基本方針2「子育て・子育て支援の充実」において、(2)「多様なニーズに対応した子育て支援の推進」として、親と子、親同士、子ども達のふれあいを通して、仲間意識の高揚や健全育成への支援をする場の提供として、「子育てふれあい広場」を実施した。

基本方針3「信頼を築く習志野教育の進展」において、(1)「いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展」として、総合教育センターにおける相談業務の充実を図るとともに、児童・生徒教育相談員を中学校7校及び小学校3校に配置し、適応指導教室において、不登校傾向や学力不振の児童・生徒に対し、学習支援や家庭訪問を行うなど、きめ細かな指導援助を行った。

基本方針4「子どもの生きる力を育む教育の充実」において、(2)「豊かな心を育む教育の一層の推進」として、鹿野山少年自然の家において、小学校4年生から6年生を対象に年1回、2泊3日の自然体験学習を全小学校で実施した。また、向山小学校は向山小わくわく鹿野山事業として、1年生から6年生を対象に、1年生から3年生は日帰り、4年生から6年生は2泊3日の学習を実施した。これは、コンパクトなまちである習志野市だからこそできるきめ細かな教育である。

基本方針5「子どもを未来につなげる教育の展開」において、(1)『「思考力、判断力、表現力」を伸ばす教育の展開』として、市内小中学校23校に学校司書8人を配置し、学校図書館の環境整備、管理、活用を行い、読書教育の推進を図った。この他、児童生徒の学力向上を図るため、習志野市学力調査を市内全小学校4年生及び全中学校2年生において実施した。また、学習指導改善委員会において、調査結果の分析を行い、指導上の課題を把握するとともに、授業改善や指導方法の工夫・改善を行い、児童生徒の学力向上の取り組みに活かした。

基本方針7「社会教育の充実」において、(1)「学習機会の充実」として、公民館の事業では、各種講座等252学級の開設をはじめ、地域行事及び社会教育関係団体による活動の支援など、生涯学習活動の場を提供した。図書館事業では、市役所旧庁舎市民課棟にブックポストを設置する

など、図書館機能の充実を図った。

基本方針8「文化財の保存と活用」において、(1)「文化財の保存」として、特に、東日本大震災で被災した旧鴫田家住宅の復旧工事を実施し、平成28年4月3日より一般公開を再開した。

基本方針10「生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進」において、(1)『「する・みる・支える」スポーツの推進』として、袖ヶ浦東小学校区を除く、市内15小学校区それぞれにおいて、スポーツ及びレクリエーションを通じたコミュニティ活動の推進を図った。また、市民スポーツ指導員としての資質向上を目的に、研修会を実施した。

基本方針11「青少年健全育成の推進」において、(1)「放課後児童会運営の充実」として、大規模化した秋津児童会について、余裕教室を活用した施設整備を実施するとともに、22児童会の運営について、安定的な放課後児童会の運営が図られるよう取り組んできた。

基本方針14「地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり」において、(1)「地域住民との協働による防犯・補導活動の推進」として、子ども110番の家を設置するなど、各関係機関や地域と連携・協力し、地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成のための啓発活動に取り組んだ。

基本方針15「安全で潤いのある学校環境の整備」として、学校音楽室の教育環境の改善を図るため、大久保小学校等空調が未設置の13校の小学校及び第二中学校の音楽室への空調設備設置を行った。なお、今年度で全小中学校への空調設備の設置が完了した。また、学校施設の計画的な老朽化対策の一環として、東習志野小学校及び第四中学校の設計及び袖ヶ浦西小学校の一部の工事を行った。この他、習志野高校グラウンド人工芝生化工事を行った。

基本方針18「教育行政の効率的・効果的展開」において、(1)「教育委員会の活性化」として、教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価を行うとともに、報告書の内容の見直しについて検討した。

以上が平成27年度教育費決算の主な内容である。なお平成27年度習志野市一般会計歳入歳出決算認定について、議案として議会に提出しており、10月に開催予定の一般会計決算特別委員会で審議される。この中でしっかりと市民への説明責任を果たしていく、と概要を説明

古本委員

最近、保育所等に通う小さい子どもが増え、幼稚園教諭や保育士の負担が増えていると感じる。特に身体的負担としては、腰痛を抱えている人が増えている。子どもを抱きかかえたり、子どもと目線を合わせるためにしゃがんだりなど、腰への負担が大きくなってしまいがちで、腰痛で週に1、2回のペースで通院している人もいる。そのような人たちが労働災害の申請をした場合には、労働環境が問われることになると思う。腰痛などへの対策はしているのか。例えば、介護施設では腰痛健診があったり、腰痛指導があったりする。幼稚園や保育所の職員に対して何か具体的な対策は行っているのか、と質問

小澤学校教育部主幹

腰痛に特化した対策は行っていないが、年1回必ず健康診断を受けることとし、そこで体の不調などについて相談ができる。もし何かあった時、例えば保育中に腰を痛めてしまった場合等には労働災害の対象になると思う、と回答

古本委員

腰を痛めている職員に対してはコルセットを配付し、業務中にはそれを付けることを推奨するなど、何かしらの対策をしてほしい、と要望

小澤学校教育部主幹

小さい子どもたちを抱きかかえて移動すること等が多い職種である。特別な対策を講じていくことについて検討していく、と回答

小野寺教育総務課長

教育委員会には、法に基づき、安全衛生委員会が設置されており、労働環境の改善も大きなテーマの1つとなっている。先日は睡眠障害について産業医から話を聞いた。同様に腰痛についても講義をしていただくことも労働環境の改善に繋がると思うので、課題として捉えさせていただき、と回答

原田委員

幼稚園教諭や保育士が腰を痛めてしまった場合などには労働災害になるのか、と質問

小野寺教育総務課長

明確に回答することは難しいが、労働災害の対象にならなくはないと思う。因果関係による、と回答

古本委員

日常生活でも腰に負担がかかってしまうので、労働災害として申請すること自体が難しい。仮に申請したとしても、実際には、労働災害として認められるのはなかなか難しいと思うので、予防していくことが大事であると思う、と発言

原田委員

因果関係が明らかであれば労働災害として認定されるのか、と質問

小野寺教育総務課長

説明することは非常に難しいとは思う、と回答

古本委員

例えば、子どもを抱き上げた時に腰を痛めたとしても、日常生活における腰の負担の蓄積を考えると、労働災害の申請をしないということが実際には多いと思うので、腰痛予防として何か取り組んでほしい、と要望

小澤学校教育部主幹

子どもが腰にぶつかって、腰の骨が歪んでしまった等、具体的な事象があれば認められると思うが、恒常的な痛みについては労働災害として認定されるのは難しいのが現状であり、予防が重要であると認識している。予防は個人による部分が大きくなってしまいが、教育委員会としても対策を考えていかなければならないと捉えている、と回答

古本委員

保育士が一生懸命頑張っているの、守ってあげてほしい、と要望

貞廣委員

全体として、ハードに係る金額が多いと感じる。特別な支援を要する子どもたちのための予算も取られてはいるが、割合としては小さい。ハード面への投資の必要性が高まっていることにより、教育のソフト面への投資が少なくなってしまう、教育施策の選択の幅が狭まっているように感じる。安全性の確保のために、小中学校の建物に、より手を入れなければならないのが現状であることは認識しているが、様々なアイデアを実装できるよう、ソフト面にかけられる予算をもっと増やすことはできないか。また、難しいことだとは理解しているが、不用額として出たものを次年度に教育費として、特に教育のソフト面の充実のための予算として充てるなどの措置はできないのか、と質問

小野寺教育総務課長

昭和40、50年代に建設された学校は、校舎の老朽化が著しく、このことが大きな課題となっているが、老朽化対策に取り組むにあたっては、なかなか国からの支援はいただけない。例えば、第四中学校や東習志野小学校の大規模改修や、トイレ改修などについても国からの補助金はないため、市の単独事業として行わなければならない。しかしながら、子どもたちのためには、教育のソフト面の充実にもしっかりと取り組んでいかなければならないと認識している。その中で、今年度から小中学校における電力の自由化に取り組んだことにより、1千500万円超の大きな財政効果が生まれようとしている。この効果額を、全額とはいかずとも、教育のソフト面の充実に充てたいと考えている。

また、不用額については、契約差金が結果として生じたものである。財政規律の考え方では、予算審議を経て決定された予算額であるため、不用額が出る場合には、補正予算を編成し、新たに必要となったものについては、議会の審議を経て改めて予算化し、活用するのが正しい姿勢である。この不用額が生じた背景には予算見積の甘さもあるが、このような大きな不用額が発生することのないよう予算編成の精度を上げていくことも重要であると思う、と回答

貞廣委員

基本方針2「子育て・子育て支援の充実」のうち、幼稚園型一時預かり事業等については、予算が300万円以上計上されているのに決算額が0円になっているのはなぜか。また、民生費国庫補助金について、予算額は0円であるのに調定額・収入済額があり、逆に教育費国庫補助金は予算現額から大きく減額されているが、なぜこのようなことが起こるのか、と質問

小野寺教育総務課長

民生費国庫補助金が予算現額0円に対し調定額・収入済額があることについては、本来であれば、事前に財源が確保できることが分かっていたら、財源調整という形で補正予算を編成し、予算計上することが正しい方法である。教育費県補助金として受けようとして予算を組んでいたものが、民生費国庫補助金として受けることとなった。本来であれば、教育費県補助金を減額補正し、民生費国庫補助金を増額補正すべきところを、結果として、決算調整をさせていただいたところである、と回答

小澤学校教育部主幹

幼稚園預かり保育事業は、今までは幼稚園として実施していたが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、一時預かり事業として、子ども・子育て支援交付金という補助事業の中に一括されたため、教育費から民生費に移行したという経緯がある。このように、制度上、対象の補助事業が途中で変わったためである、と回答

貞廣委員

幼稚園型一時預かり事業等の決算額が0円になっているのもそのことが関わっているのか、と質問

小澤学校教育部主幹

幼稚園等給付費等助成事業の決算額が0円になったことについては、異なる理由である。民生費国庫補助金による事業として私立幼稚園に照会したところ、2つの幼稚園が一時預かり事業と長時間預かり事業に1法人ずつ手を上げる予定であったが、補助金を貰うためには様々な要件があり、その要件に適応しなかったため、結果として補助金を受けることを辞退したという経緯があり、このため決算額が0円となった、と回答

貞廣委員

予算計上の問題と、実施しなかったが出来なくなってしまったためのものと2つの理由があるという理解でよろしいか、と質問

小澤学校教育部主幹

幼稚園等給付費等助成事業の決算額が0円となってしまったのは、実施したが補助の対象とならなかったためであり、教育費県補助金から民生費国庫補助金になったことについては、今まで幼稚園で実施していたため、教育費として予算編成していたが、補助対象としては民生費の子ども・子育て支援交付金の対象となったためである、と回答

梓澤委員長

学校給食事業収入については、27年度から新しい徴収システムが導入されたにも関わらず、1千300万円超の収入未済額が計上されている。なぜこんなにも多額の収入未済が発生してしまっているのか、と質問

奥山学校教育部主幹

平成27年度決算における、給食センター事業収入及び単独校給食事業収入、いわゆる給食費のうち、小中学校における給食費の現年度分について、前年度と比べて収入未済額が倍近くに増えてしまった。給食費の徴収については、平成27年9月より、学校事務の負担軽減と公金としての給食費の適正管理などを目的に、これまでの学校による徴収から市による徴収に変更した。平成27年7月、つまり1学期までの学校による徴収については、校長名義の口座に保護者口座から振替、あるいは学校職員が直接集金する方法により学校が徴収し、まとめて市の会計口座に納入していたことから、学校は逐一納入状況の把握が可能であり、これをもとに未納者に対する声掛け等の対応を行っていた。平成27年9月、つまり2学期からの市による徴収については、他の公金と同様に、市が直接保護者口座から振替を行う方法、あるいは市から送付する納入通知書により納入する方法となり、この方法は学校を経由しないことから、学校は納入状況の把握が不可能となり、このことにより未納者への対応が出来なくなる場所であった。

この対応策として、学校教育課では各月の未納者が判明次第、速やかに未納者リストと保護者宛の督促状及び納入通知書を作成して学校に送付し、学校では督促状及び納入通知書を児童生徒を通じて保護者に送付して納入を促すのに併せ、未納者の把握が出来ることとした。学校教育課としては、この情報をもとに、これまでどおりの学校から未納者への声掛けを行うことを考え

ていたが、学校との連携不足により、これまでのような対応が出来なかった。その結果、声掛けをしなければ払えない保護者等が未納となっているケースが多く発生したものと考えている。

また、給食費の算出方法及びこれに伴う納期限を、平成27年度1学期までは、1年間の給食費の予定額を学校ごとの徴収回数で割り、最終期以外を定額として、最終期で清算をし、年度内に徴収を完了する方法で行っていたが、2学期からは各月の食数に応じて算出する実食払いとしたことで、各月の金額が食数に応じて変動することに加え、納期限が翌月末となり、例えば最終期の27年度3月分の納期限が28年度5月2日となるなど、分かりにくいことが原因で保護者の混乱を招いたことも、未納が多く発生した理由の一つと考えている。

この未納者への対応については、まず学校教育課と学校が密に連携し、対応していくことが何よりも重要であると認識している。とにかくこれまで払えていた方は払っていただけるものと考えられることから、ここは速やかな対応が必要であると考えている。そのため、5月及び本日午前中に開催された校長会議において、各校長に対し、未納者への対応の徹底を依頼した。学校教育課としても、未納の状況を迅速かつ適切に、学校に対し情報提供し、学校が対応を速やかに行えるよう努めていく。また、継続的な未納者に対しては、引き続き督促や臨戸訪問等を行い、改善に努めていく。さらに、未納額が多額で悪質なケースについては、市債権管理課と連携する中で、法的手段も視野に入れて対応にあたりたいと考えている。

いずれにしても、徴収方法の変更を行い、1年を経過したところで、現在、様々な課題が顕在化してきているところである。これらの課題をできるだけ速やかに解消し、併せて収入未済の状況が改善できるよう努めていく、と回答

梓澤委員長

少しでも多く回収すべきである。今後もしっかりと取り組んでほしい、と要望

小野寺教育総務課長

未納の状況を分析すると、10年ほど前は、給食費の現年度分の回収率は99.8から99.9%であり、限りなく100%に近かった。それが27年度の現年度分の回収率は99.0から99.2%となっており、回収率が減少している。現年度中に徴収出来ず過年度分になってしまうと、徴収するのが難しくなるので、まずは現年度分の徴収にしっかりと取り組んでいくことが重要であると捉えている。学校教育課と学校現場とがしっかりと連携し、いかに現年度分の未済額を0円にしていくかが大事な視点だと思う、と回答

原田委員

教員であった時に給食費や授業料等の徴収を経験したが、給食費未納者への対応を全て学校に任せてしまうのは良くないと思う。新しいシステムを導入したときは、特に教育委員会が積極的に関わって対応してあげないと、現場は非常に厳しい。学校との連携を密にするという説明があったが、未納者への対応を最終的に学校にお願いしては、徴収率は改善されないと思う。教育委員会が主導する形で取り組まなければ、現場の負担は軽減されないと思う、と要望

古本委員

先日、市の防災訓練に参加した。無線の使い方等の訓練を主にしていたが、昔は各学校にアマチュア無線部があり、そのため教育費で各学校にアマチュア無線のアンテナを立てていたようである。災害時にはアマチュア無線が役に立つと思うが、現在はアマチュア無線を使う人もほとんどいなくなり、アンテナ1つ立てられなくなってしまっている。防災のための予算になるのか、教育

のための予算になるのか分からないが、災害時には避難所として使われる学校や公民館にはアマチュア無線のアンテナを立ててもよいのではないかと思うが、いかがか。少し手を加えることで、いざという時に非常に役に立つと思う。アマチュア無線はその一例であり、他にも同様の例があると思うので、学校の役割として何か出来ることがないか検討してほしい、と質問

櫻井学校教育部長

現在建設中の新庁舎への移転に合わせ、市の防災無線はデジタル無線に切り替わる予定である。防災訓練等で、現在、市の職員も防災無線の扱いは練習しているが、市の無線がデジタル化されるのに合わせて、小中学校についても、平成28年度から33年度の間デジタル無線に切替えていく予定である、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 谷津小学校校舎改築等について

(教育総務課)

三角学校教育部主幹

谷津小学校校舎改築について説明する前に、改めてJR津田沼駅南口の開発に伴う児童増加対応について整理する。谷津小学校の通学区域のうち、仲よし幼稚園跡地に建設が予定されている大型集合住宅については、向山小学校学区へ変更し、奏の杜1丁目9番、10番、2丁目2番の街区については、平成42年3月31日までの暫定措置として、谷津南小学校へ通学指定校を変更している。谷津南小学校へのバス通学は、昨年9月より始まっている。今年度4月の初めでは、バス通学児童数が62名であったが、9月1日現在では、谷津南小学校通学パスの発券数が63枚、区域外就学の児童3名を含め、66名がバス通学を行っている。11月下旬には、3街区目の大画家集合住宅の入居が始まるが、より良いバス通学となるよう努めていく。

それでは、谷津小学校の校舎改築について説明する。現在は、谷津小学校の校庭に一時校舎を設置しているが、基礎のコンクリート打設が終了し、鉄骨の立て方を行っており、平成29年1月の完成に向け、工事を進めているところである。また、既存校舎の改築のための設計は、平成27年度から29年度の3カ年度で進めているところである。現在は、関係課長からなる検討委員会、関係係長で組織する作業部会を設置し、基本設計に取り組んでいる。

続いて、建替えをどう進めていくかについて、現在の計画を説明する。既存プールの解体については、平成29年度のプールの学習が終わってからの解体を予定している。平成30年度から新校舎の建設を行い、平成32年度中に新校舎の供用を開始することを予定している。供用開始後、速やかに既存校舎及び体育館の解体、校庭及び外構整備を行う計画としている。現在は、新校舎の配置について、4つの配置案をもとに検討を進めている状況であり、意見を頂きたいと考えている。4つの案とも敷地の南側に校舎を建設し、普通教室は南向きで配置することを考えている。また、敷地の有効活用という観点から、プールについては屋上プールとすることを検討している。

次に4つの配置案それぞれについて説明する。まずA案は、敷地に沿ってV字型に校舎を配置し、3階建てとすることで検討している。2階の西側に体育館、東側に音楽堂、1階から3階に普通教室を配置する案となっている。B案は、同じく敷地に沿ってV字型に校舎を配置し、4階建てとする案である。2階の西側に体育館、東側に音楽堂、2階から4階に普通教室を配置する案となっている。C案は、校舎を平行に配置し、4階建てで、西側2階に体育館、3階に音楽堂、2階から4階に普通教室を配置する案となっている。最後にD案は、校舎を直線状に配置し、4階建てで、西側

1階に体育館、東側2階に音楽堂、2階から4階に普通教室を配置する案となっている。それぞれにメリットとデメリットがあるが、今後、PTA役員、保護者、地域の方等から意見を頂きながら、設計を進めていく、と概要を説明

梓澤委員長

限られた時間内に決めなければならず、大変だと思うが、十分に協議して進めてほしい、と要望

三角学校教育部主幹

PTA役員や保護者、地域からの意見について、また報告をするので、その際にも意見を頂きたい、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年10月26日(水)午後1時30分に決定された。

＜議案第41号及び協議第1号については非公開。

ただし、協議第1号については、平成28年11月4日に行われた、平成28年度第2回習志野市通学区域審議会において提案されたため、会議録を公開とする。＞

議案第41号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

柴野生涯スポーツ課長

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第41号は原案どおり可決された。

協議第1号 市立小中学校の適正規模について (学校教育課)

高橋学校教育課長

まず、本市の16小学校及び7中学校の児童・生徒数及び学級数推計について、本年度から33年度までの推計値の推移を見てみると、いくつかの課題が見えてくる。通学区域審議会では、今まで個々の事案について審議していただいていたが、熱心に審議していただけているということもあり、このたび大きく分けて二点について、通学区域審議会に諮問をしようと考えている。

一点目として、小中学校の適正規模の基本的な在り方について、習志野市にとって望ましい学級規模とはどのような規模であるか、あるいは、そのための適正配置とは何か、ということについて諮問したいと考えている。二点目として、適正規模・適正配置について、基本的な考え方に則って、具体的にはどのように課題を解決すれば良いかという具体的な方策について諮問したいと考

えている。

11月4日に第2回通学区域審議会があるので、この二点を諮問したいと考えている。この後、数回に亘り、審議をしていただき、答申を出していただき、その答申をもとに本市の通学区域の方針を検討していく礎としたい。そこで、諮問をするにあたり、強調してほしい点やこのような観点で諮問してほしいなどの意見を頂きたい、と概要を説明

貞廣委員

いくつかの自治体で審議会の委員を務めてきて、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の作成にも携わった。小中学校の適正規模の基本的な考え方について議論するのは良いことだと思うが、あくまでもただの数合わせではなく、習志野市ではどのような教育をするのか、というグランドデザインから下ろして行って、規模の議論をしていかなないと、コスト削減のための数合わせと受け止められてしまう。教育論から発した議論をしてほしい。参考までに、いくつかの研究では、学校を統廃合すると学校分で算入されている地方交付税が減るので、却って収入が減ってしまい、市の持ち出し分が増えてしまうということも示されており、必ずしもコスト削減に繋がるとは言い切れない。

また、検討事項の中の、小学校と中学校の併設等において、「山間地域など地域特性により」とあるが、習志野市には山間地域はないと思うので、国の指針には確かにこのように記載されているが、習志野市の状況に合わせて表現を工夫してほしい。さらに、「小中一貫校」という記載もあるが、これは学校間ネットワークの一例であり、例えば2つの小学校を統合するのではなくネットワーク化し、子どもも先生もその中で交流するという方法もある。何よりも、習志野市には習志野高校という大きな資産もあるので、幼小中高の連携などの形を取ることでもできると思う。「小中一貫校」ではなく、「小中一貫校等学校間ネットワーク」などとし、広がりのある議論をしてほしい、と要望

高橋学校教育課長

習志野市の教育をより豊かにすることが主眼であるので、それを基本に置いた上で議論をしていく。また、小中一貫校だけでなく、広がりを持つべきという指摘については、そのとおりだと思うので、それらを踏まえて諮問していきたいと思う、と回答

原田委員

これまで、市内で最も小さい学校であった向山小学校に対しては、特別な配慮をしてきたと思う。児童数の推計値を見ると、秋津小学校や香澄小学校等の児童数が減っており、近いうちに単学級の学年が出来てしまう見込みであることが分かる。子どもたちにとって、単学級となってしまうことはいかがなものかと思う。11月4日に通学区域審議会に諮問し、その答申を受けて方針を決めていくという説明があったが、答申の内容次第では統廃合するということも考えられるのか。それとも、これまでのように、特別な配慮をして小さい学校を残していくという考え方なのか、と質問

高橋学校教育課長

通学区域審議会には、行政関係者、学校関係者、保護者など様々な方がいるので、複数回にわたり、時間をかけて慎重に議論していただき、答申を出していただきたいと考えている。学校を統廃合するか、あるいは小規模校を残していくかについては、教育委員会としてはまだ何も決めてはいない。あくまでも、審議会の中で意見を頂きながら結論を出していきたい。例えば、答申が出て、基本線がしっかりと固まった上で、次は個別の議論をしていくことが必要になってくると思う

ので、現時点では見通しを持っていない。ただし、単学級になるということが現実として33年度には起こる見込みである。かつて向山小学校でも単学級になるということがあった。ある年は単学級になるが、その後また増えていくのか否かについても、考慮して考えなければならない。子どもの数が減ったからといって、教育の質が落ちるということがあってはならないので、そのような点も含めて慎重に考えていかなければならないと捉えている、と回答

原田委員

最近の流れを見ていると、千葉市で3校を統廃合して1校にするなど、学校を減らしていく傾向にあると思う。習志野市はこれまで小規模校には小規模校ならではの良さがある、として小規模校も残してきたと思うが、教育委員会としては、小規模校も残していくというスタンスは維持するのか、と質問

高橋学校教育課長

小規模校は小規模校ならではの良いところもあるが、だからといって、今後も継続するかについては、必ずしもそうではないと思う。それも視野に入れながら検討していかなければならないと考えている。そのような意味でも今回諮問をかけ、広く意見を頂きながら慎重に対応していかなければならないと認識している、と回答

櫻井学校教育部長

通学区域審議会に限らず、審議会からの答申を踏まえ、政策を決定するのはあくまでも行政である。今後の子どもの数の推移、通学区域審議会の議論を見て、小規模校の維持も学校の統廃合も含めて、総合的に判断していきたいと考えている、と回答

古本委員

人口が減少していくという現実がある中で、合併していくことも視野に入れなければならないと思う。ただし、学校を統廃合するとなると、これまでのまちが崩れるという混乱が起きることは避けられないと思うので、いかに統廃合することのメリットを示せるかが鍵になると思う。例えば、小中一貫校にすることで、ここは特別な形にできる、などの魅力を見せ、いろいろな可能性を試していくしかないと思う。特に小中一貫校のメリット・デメリットが示されているが、あまりデメリットに感じない点もある。あまり考え方を固定せず、いろいろな可能性を考えた上で諮問するのが良いと思う、と発言

高橋学校教育課長

これまでいただいた意見を受け止め、今回の参考資料として示したものが全てではないので、これをもとにメリット・デメリットを含めてもう一度精査し、通学区域審議会に諮問していきながら、進めていきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

このことについては、もっと十分に議論して方向性を決めるべき重要な案件であると思うので、しっかりと進めてほしい、と要望

貞廣委員

教育の姿や目的、求められるものも、以前と変わってきている。今までは今までとして捉え、タ

ブーを作らずにフラットな状態で議論してほしい。ただし、学校が良くなれば人口は増える。例えば京都には、児童生徒数が減少したために5校を統合して1つの小中一貫校としたが、その教育が良いと評判になり、人口が増加したという例もある。その地域では、統合された校舎では収まりきらないほど児童生徒数が増加し、統合して廃校となっていた学校のうちの一つの用地を活用して新校舎を建てなければならないほど児童生徒数が増加した。この例が示すように、教育には人を呼び寄せる力があり、教育が良くなれば人も集まる。学校をパワーアップさせて、人口を増加させるくらいの気概を持って取り組んでほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言